

# 全国厚生統計主管課長会議資料

平成19年3月13日（火）

厚生労働省大臣官房統計情報部

# 目 次

	頁
1 平成19年度統計情報部事業計画（厚生関係）について .....	1
2 平成19年度統計情報部歳出予算案の概要 .....	2
3 平成19年度厚生労働省統計調査関係予算案（厚生関係）一覧表 .....	3
4 平成18年人口動態調査について .....	8
5 平成19年度保健統計調査について .....	15
6 平成19年社会福祉施設等調査の概要（案） .....	26
7 平成19年介護サービス施設・事業所調査の概要（案） .....	29
8 第6回21世紀成年者縦断調査 （国民の生活に関する継続調査）の概要（案） .....	32
9 第3回中高年者縦断調査 （中高年者の生活に関する継続調査）の概要（案） .....	33
10 第7回21世紀出生児縦断調査の概要（案） .....	34
11 平成19年度福祉行政報告例の概要 .....	35
12 平成19年地域児童福祉事業等調査の概要（案） .....	36
13 平成19年国民生活基礎調査の概要 .....	37
14 2007年社会保障・人口問題基本調査 （社会保障実態調査）の概要（案） .....	39

# 1 平成19年度統計情報部事業計画（厚生関係）について

	事業名		備考	
	保健統計主管部局関係	社会福祉統計主管部局関係		
平成19年				
6月		社会医療診療行為別調査実施 (調剤報酬に係る調査を含む)	調査経路は支払基金・ 国保連合会	
6月7日	国民生活基礎調査(世帯票・健康票・介護票)実施			
6月中旬		国民生活基礎調査等地区別事務打合せ会議 (北海道、福島県、長野県、東京都、岐阜県、 奈良県、岡山県、熊本県)		
7月12日		国民生活基礎調査(所得票・貯蓄票)実施		
7月	全国厚生統計主管係長会議			
9月～12月	厚生統計地区別講習会			
9月下旬	データサービス (平成18年人口動態調査)			
10月1日		社会福祉施設等調査実施  (地域児童福祉事業等調査実施)		雇用均等・児童家庭局 において実施
		介護サービス施設・事業所調査実施		
11月	第3回中高年者縦断調査実施 第6回21世紀成年者縦断調査実施			
		厚生統計調査地区別事務打合せ会議 (旭川市、宇都宮市、埼玉県、富山県、兵庫県、広島市、熊本県)		
		全国統計大会		
平成20年				
1月		第7回21世紀出生児縦断調査実施(1月出生児)	直接郵送方式	
1月中旬		データサービス (平成18年社会福祉施設等調査) データサービス (平成18年介護サービス施設・事業所調査)		
1月下旬	データサービス (平成18年医療施設動態調査・病院報告) (平成18年医師・歯科医師・薬剤師調査)			
3月上旬	データサービス (平成18年度地域保健・老人保健事業報告)			
3月		全国厚生統計主管課長会議 全国厚生統計主管係長会議		

(注) これらの他、年間を通じて実施する調査として、人口動態調査、医療施設動態調査、病院報告、衛生行政報告例、福祉行政報告例、地域保健・老人保健事業報告及び介護給付費実態調査がある。

## 2 平成19年度統計情報部歳出予算案の概要

### I 予算概要

	平成18年度 予 算 額	平成19年度 予 算 額	対前年度比
	千円	千円	千円
統 計 情 報 部	7,647,669	7,603,203	△ 44,466(△ 0.6%)
一 般 会 計	6,779,748	6,881,911	102,163( 1.5%)
労働保険特別会計	867,921	721,292	△ 146,629(△ 16.9%)
(参考)			
統計調査関係経費	4,446,670	4,610,443	163,773( 3.7%)
情報化関係経費	3,146,485	2,945,830	△ 200,655(△ 6.4%)

### II 主な事業内容

#### 1 統計調査関係経費（厚生関係）

各種統計調査については、厚生労働省の行政施策の基礎資料となるものであり、平成19年度においても行政ニーズに対応した統計調査を実施する。

##### ○ 国民生活基礎調査（大規模調査）の実施 528,744 → 940,293 千円

本調査は、保健、医療、福祉、年金、所得等国民生活の基礎的な事項について世帯面から総合的に把握し、厚生労働行政の基礎資料を得ることを目的としている。平成19年度は、出現頻度の低い事象の把握及び都道府県・指定都市別推計が可能な大規模調査（3年周期）を実施する。

#### 2 情報化関係経費

電子政府推進計画等に基づき、厚生労働省の情報関連業務が円滑に遂行できる行政情報化の基盤整備を図る。

##### ○ 厚生労働省ネットワーク最適化事業 97,834 → 195,345 千円

「厚生労働省ネットワーク（共通システム）最適化計画」に基づき、厚生労働省の保有する複数のネットワーク回線の一元化・集約化を図るため、地方機関との間の回線を統合する（平成20年度運用開始予定）。

また、「厚生労働行政総合情報システムの業務・システム最適化計画」に基づき、厚生労働省の地方機関及び保健所等関係機関との間の情報交換・情報共有及び共用システムの効率化を進めるため、新たなデータセンターを整備する（平成20年1月運用開始予定）。

### 3 平成19年度厚生労働省統計調査関係予算案(厚生関係)一覽表

(単位:千円)

調査名	主管課	平成18年度 予算額(A)	平成19年度予算額		増△減 (B-A)
			総額(B)	地方委託費(再掲)	
【大臣官房統計情報部】					
人口動態調査	人口動態・保健統計課	1,548,199	1,526,715	1,406,885	△ 21,484
医療施設調査	人口動態・保健統計課 保健統計室	8,148	6,908	1,826	△ 1,240
衛生行政報告例	〃	76,788	67,647	29,550	△ 9,141
病院報告	〃				
地域保健・老人保健事業報告	〃				
医師・歯科医師・薬剤師調査	〃				
福祉行政報告例	社会統計課	5,363	7,887	2,620	2,524
社会福祉施設等調査	〃	65,543	35,172	3,977	△ 30,371
社会医療診療行為別調査	〃	191,516	157,235	0	△ 34,281
地域児童福祉事業等調査	〃	20,539	16,528	8,139	△ 4,011
介護サービス施設・事業所調査	〃	73,182	75,493	24,208	2,311
介護給付費実態調査	〃	16,464	16,480	0	16
21世紀出生児縦断調査	〃	42,401	27,311	0	△ 15,090
21世紀成年者縦断調査	〃	112,499	110,304	91,629	△ 2,195
中高年者縦断調査	〃	194,174	154,438	139,271	△ 39,736
国民生活基礎調査	社会統計課 国民生活基礎調査室	528,744	940,293	864,496	411,549
(合計)		2,883,560	3,142,411	2,572,601	258,851

(単位:千円)

調査名	主管課	平成18年度	平成19年度予算額		増△減
		予算額(A)	総額(B)	地方委託費(再掲)	(B-A)
<b>【医政局】</b>					
病院経営収支調査	指導課	-	1,536	0	1,536
薬剤耐性菌感染症発生動向調査	〃	12,020	11,983	0	△ 37
看護師等学校養成所入学状況及び卒業生就業状況調査	看護課	15,292	13,763	0	△ 1,529
医薬品・医療機器産業実態調査	経済課	8,580	5,206	0	△ 3,374
薬事工業生産動態統計調査	〃	58,422	53,654	42,299	△ 4,768
医薬品価格調査	〃	38,371	39,946	19,979	1,575
特定保険医療材料価格調査	〃	72,131	73,780	42,485	1,649
(合計)		204,816	199,868	104,763	△ 4,948
<b>【健康局】</b>					
国民健康・栄養調査	総務課 生活習慣病対策室	123,856	136,434	123,286	12,578
生活衛生関係営業経営実態調査	生活衛生課	20,551	20,551	0	0
(合計)		144,407	156,985	123,286	12,578
<b>【医薬食品局】</b>					
違法ドラッグ乱用実態調査	監視指導麻薬対策課	-	14,400	0	14,400
血液製剤使用状況調査	血液対策課	12,217	11,432	0	△ 785
食中毒統計調査	食品安全部 監視安全課	-	-	-	-
食肉検査等情報還元調査	〃	-	-	-	-
(合計)		12,217	25,832	0	13,615

(単位:千円)

調査名	主管課	平成18年度 予算額(A)	平成19年度予算額		増△減 (B-A)
			総額(B)	地方委託費(再掲)	
<b>【雇用均等・児童家庭局】</b>					
児童養護施設入所児童等調査	総務課	16,973	13,833	9,359	△ 3,140
(合計)		16,973	13,833	9,359	△ 3,140
<b>【社会・援護局】</b>					
福祉事務所現況調査	総務課	7,647	5,713	0	△ 1,934
社会保障生計調査 (被保護者生活実態調査)	保護課	152,604	152,858	122,941	254
被保護者全国一斉調査 (基礎調査・個別調査)	〃	6,831	6,831	0	0
医療扶助実態調査	〃	6,125	6,129	0	4
消費生活協同組合(連合会) 実態調査	地域福祉課	—	—	—	—
ホームレス全国概数調査	}	135,940	129,242	129,242	△ 6,698
ホームレスの実態に関する全国調査 (生活実態調査)					
障害サービス経営実態調査	障害保健福祉部 障害福祉課	0	23,683	0	23,683
障害程度区分認定状況調査	障害保健福祉部 精神・障害保健課	193,852	198,969	0	5,117
(合計)		502,999	523,425	252,183	20,426

(単位:千円)

調査名	主管課	平成18年度	平成19年度予算額		増△減
		予算額(A)	総額(B)	地方委託費(再掲)	(B-A)
<b>【老健局】</b>					
介護保険事業状況報告	介護保険課	4,976	4,980	0	4
老人保健福祉計画等統計調査	計画課	14,820	14,957	0	137
要介護認定等に係る認定調査結果等報告	老人保健課	108,916	95,018	0	△ 13,898
介護事業経営実態調査	〃	0	41,834	0	41,834
介護事業経営概況調査	〃	0	91,767	0	91,767
(合計)		128,712	248,556	0	119,844
<b>【保険局】</b>					
医療経済実態調査 (医療機関等調査)	医療課	30,505	84,253	0	53,748
保険医療材料等使用状況調査	〃	0	21,904	0	21,904
衛生検査所料金調査	〃	0	1,194	0	1,194
歯科技工料金調査	〃	0	6,838	0	6,838
訪問看護療養費実態調査	〃	0	2,685	0	2,685
急性期入院医療の診断群分類に基づく一日あたりの包括評価制度にかかると基礎調査	〃	242,451	443,172	0	200,721
健康保険被保険者実態調査	調査課	2,601	1,560	0	△ 1,041
国民健康保険医療給付実態調査	〃	2,441	2,221	0	△ 220
国民健康保険実態調査	〃	3,420	2,586	0	△ 834
国民健康保険毎月事業状況報告 (月報・年報等)	〃	457	469	0	12
医療経済実態調査 (保険者調査)	〃	544	183	0	△ 361
医療費の動向調査	〃	82,074	35,143	0	△ 46,931
(合計)		364,493	567,065	0	202,572



(単位:千円)

調査名	主管課	平成18年度 予算額(A)	平成19年度予算額		増△減 (B-A)
			総額(B)	地方委託費(再掲)	
<b>【年金局】</b>					
年金制度基礎調査	数理課	3,207	3,942	0	735
(合計)		3,207	3,942	0	735
<b>【社会保険庁】</b>					
公的年金加入状況等調査	運営部企画課 数理調査室	0	99,761	0	99,761
政府管掌健康保険及び船員保険 の医療給付受給者状況調査	〃	24,350	24,256	0	△ 94
(合計)		24,350	124,017	0	99,667
<b>【国立社会保障・人口問題研究所】</b>					
社会保障・人口問題基本調査 (社会保障実態調査)	国際関係部	41,871	37,433	0	△ 4,438
(合計)		41,871	37,433	0	△ 4,438

## 4 平成18年人口動態調査について

### 1 最近の人口動態統計について

「平成17年人口動態統計の概数(年計)」を昨年6月に、平成17年国勢調査の公表後に「平成17年確定数」を昨年11月に公表し、「平成18年人口動態統計の年間推計」を本年1月にそれぞれ公表した。

平成17年の出生数は106万2530人で、前年の111万721人より4万8191人減少し、出生率(人口千対)は8.4となり、前年の8.8を下回った。合計特殊出生率(平成17年における15~49歳の女子の年齢別出生率の合計)は1.26で前年の1.29を下回った。

平成17年における1966~1970年生まれ(35~39歳の世代)について39歳までのコーホート合計特殊出生率(同一年生まれ(コーホート)の女性の各歳別出生率を過去から積み上げたもの)は約1.48であり、実際にこの世代の「一人の女性が一生の間に生む子どもの数」は少なくともこの水準を上回る見込み。

死亡数は108万3796人で、前年の102万8602人より5万5194人増加し、死亡率(人口千対)は8.6で、前年の8.2を上回った。婚姻件数は71万4265組で、前年の72万417組より6152組減少し、婚姻率(人口千対)は5.7で、前年と同率であった。離婚件数は26万1917組で前年の27万804組より8887組減少し、離婚率(人口千対)は2.08で前年の2.15を下回った。

「平成18年人口動態統計の年間推計」においては、出生数は108万6千人と約2万3千人増加、死亡数は109万2千人と約8千人増加、婚姻件数は73万2千組と約1万8千組増加、離婚件数は25万8千組と約4千組減少するものと推計している。また、出生数と死亡数の差である自然増加数は、マイナス6千人となるが、前年より1万5千人増加するものと推計している。

人口動態統計特殊報告では、平成18年度「婚姻に関する統計」の概況を本年1月26日に公表したところであり、現在報告書を作成中である。

「平成17年簡易生命表」を昨年7月に公表し、平成17年国勢調査の公表後に「第20回完全生命表」を本年3月1日に公表した。

いずれも各地域における保健・医療・福祉活動の基礎資料として活用されたい。

また、正確な統計作成のために毎年送付している「死亡診断書記入マニュアル」及び「ICDのABC」についても、人口動態調査への理解、協力に利用されたい。

加えて、平成18年1月1日から適用されているICD-10（2003年版準拠）に関する「疾病、傷害及び死因分類の正しい理解と普及に向けて（ICD-10（2003年版）準拠）」を作成しており、近日中にお送りする予定としているので医療機関等への配布方よろしく願いたい。

※上記の調査結果については、厚生労働省ホームページ（<http://www.mhlw.go.jp/>）に掲載している。

## 2 「人口動態調査オンライン報告システム」について

「人口動態調査オンライン報告システム」は、人口動態調査事務のより一層の負担軽減、効率化及びペーパーレス化を図るため、人口動態調査事務システムにより市区町村で電子化された調査票データをオンラインの方法で収集するものであり、平成16年2月調査月分からは、市区町村からのオンライン報告の運用を開始している。

本年2月調査月分までの本報告システムの導入状況は、都道府県では45都道府県、保健所では332保健所である。また、市区町村から保健所へのFD等による報告は823市町村で、市区町村からオンラインによる報告は91市町村であり、調査票の約53%がオンラインによる報告となっている。

オンライン報告を導入することによる主なメリットは

### ・市区町村においては、

人口動態調査事務システムからFD等に出力することにより、調査票への印字処理が不要となる。また、市区町村からのオンラインによる報告を利用することにより、市区町村でFD等の媒体をデータ投入しオンラインにより保健所に送付することで、送付作業がより簡略化される。

### ・保健所においては、

(1) システムが調査票データの内容審査を自動的に行うことにより、審査業務が軽減。

- (2) 保健所符号及び保健所受付年月日の自動付与。
- (3) システムに登録された出生及び死亡の小票データの作成・検索・出力が可能。
- (4) 調査票データの送付の自動化により、送付業務が軽減。
- (5) 電子化された人口動態統計月報（概数）結果表の一部が入手可能。

・都道府県においては、

- (1) システムが調査票データの内容審査を自動的に行うことにより、審査業務が軽減。
- (2) 調査票データの送付の自動化により、送付業務が軽減。
- (3) 電子化された人口動態統計月報（概数）結果表の一部が入手可能。

### 3 人口動態調査オンライン報告システム利用開始における注意点

- (1) 新たにオンライン報告システムを導入する場合は、平成15年12月24日付「「人口動態調査オンライン報告システム利用要領」の改正について（通知）」により取り扱うこと。
- (2) オンライン報告開始月については、当該市区町村に係るFD等の出力媒体及び紙の調査票をオンライン報告分として取りまとめ、該当月の調査票と併せて送付すること。  
なお、2か月目以降については不要。
- (3) 開始月にオンライン報告できないため、紙の調査票を作成し送付するもの。
  - ①出生票、死亡票、死産票の場合  
開始月前に事件発生し、開始月の14日までに市区町村で届書が受付されたもの。
  - ②婚姻票、離婚票の場合  
開始月前に市区町村で届書が受付されたもの。

### 4 人口動態調査票（OCR調査票）の作成上の注意等

- (1) 調査票の人口動態・保健統計課への提出期限は、「事件発生月の翌々月の5日」となっているので、提出期限を厳守すること。
- (2) 調査票記入に際しては、HBの鉛筆又はHBの0.5mmのシャープペンシルを使用し、ボールペンは使用しないこと。また、プリンター出力の場合は枠内にきちんと印字されているか確認すること。
- (3) 調査票のOCR読み取り欄は、ゴム印を絶対に使用しないこと。また、市区町村、保健所の受付年月日、施設の名称等へのゴム印使用に際しては、黒色のスタンプを使

用すること。

(4) プリンター出力の際、反り返った調査票は、平らになるよう配慮願いたい。

## 5 人口動態調査事務における調査票等の適正な管理についての留意事項

別添資料について御了知の上、貴管内に周知を図られるようお願いいたします。

## 6 調査結果及び刊行物の公表予定

### (1) 人口動態統計

#### ・月報

人口動態統計速報	平成18年12月まで	公表済み
人口動態統計月報（概数）	平成18年10月まで	公表済み

#### ・年報

平成17年人口動態統計（上巻）	平成19年4月	刊行予定
（中巻）	平成19年3月	刊行予定
（下巻）	平成19年3月	刊行予定
平成18年人口動態統計月報年計（概数）概況	平成19年6月上旬	公表予定
平成18年人口動態統計（確定数）概況	平成19年9月	公表予定

### (2) 人口動態統計特殊報告

平成18年度婚姻に関する統計 概況	平成19年1月	公表済み
報告	平成19年5月	刊行予定
平成17年都道府県別年齢調整死亡率 概況	平成19年4月	公表予定

### (3) 生命表

平成18年簡易生命表 概況	平成19年7月	公表予定
報告書	平成19年9月	刊行予定
第20回生命表 概況	平成19年3月	公表済み
都道府県別生命表 概況	平成19年12月	公表予定

※上記の調査結果（報告書を除く）については、厚生労働省ホームページに掲載している。

「厚生労働省ホームページ」→「統計調査結果」→「最近公表の統計資料」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/index.html>

## 人口動態調査事務における調査票等の適正な管理についての留意事項

## 第1 市区町村、保健所、都道府県・指定都市における共通的事項

- 1 本「調査票等の適正な管理についての留意事項」において「調査票等」とは、人口動態調査によって集められた調査票（調査対象者等ごとに内容を判別することができる形で個人の情報が記録されたものをいう。）及びその他の関係書類（調査対象者等の識別を可能とするものをいう。）をいい、以下に例示するものをいうこと。
  - ・人口動態調査票（以下「調査票」という。）
  - ・電子化された調査票の情報（以下「調査票データ」という。）を記録したFD等（以下「FD等」という。）
  - ・死産届書、死産証書及び死胎検案書（写しを含む。以下「死産届書等」という。）
  - ・調査票の添付書類
  - ・出生小票、死亡小票（電子化された小票を含む。以下「小票」という。）
  - ・事件簿
  - ・死亡原因一覧表、死産原因一覧表及び乳児死因一覧表
  - ・その他調査事務において取扱う書類、電磁的記録で調査対象者等が識別可能なもの。
- 2 調査票等の管理については、それぞれの機関の長の責任において適正に管理すること。機関の長は、調査票等を適正に管理するため、人口動態調査事務を所管する課室の長又はこれに代わる者を管理責任者として指定すること。
- 3 管理責任者は、調査票等の紛失、漏えい、滅失又はき損の防止その他の調査票等の適切な管理のために、人口動態調査事務に従事する職員に対する指揮監督、安全対策の策定等必要な措置を講ずること。
- 4 管理責任者は、調査票等の紛失、漏えい、滅失又はき損が発生した場合は、速やかに厚生労働省人口動態・保健統計課あて連絡を行うこと。ただし、市区町村にあっては保健所及び都道府県、保健所にあっては都道府県（指定都市の保健所にあっては指定都市及び都道府県）、指定都市にあっては都道府県を経由して行うこと。

## 第2 市区町村における管理

- 1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

## 2 FD等に関する特記事項

FD等は、紛失、漏えい（以下「紛失等」という。）の事故が起きた場合に、情報の大量漏えいの危険性が高いため、その取扱いについては万全を期すこと。

人口動態調査オンライン報告システムによる保健所への送付処理終了後、調査票データを保有する必要のないFD等は、直ちに初期化（フォーマット）を行うこと。ただし、クイックフォーマット機能（FD等の管理領域のみ初期化する方式）は使用しないこと。

## 3 人口動態調査事務システムの調査票データに関する特記事項

保健所への送付後、保有する必要がなくなった調査票データについては、速やかに消去すること。また、調査票データを記録したハードディスク（バックアップ等で作成した記録媒体を含む。）を廃棄、他の用途に転用又は返却等する場合は、紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

## 4 事件簿に関する特記事項

保存期間（その年（暦年）の終了から1年間）を経過した事件簿は、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

# 第3 保健所における管理

## 1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。

## 2 調査票等の市区町村からの受領、審査、都道府県・指定都市への送付及び統計法第15条第2項に基づく使用等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査票等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することにより調査票等の管理を行うこと。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。

## 3 FD等に関する特記事項

FD等は、紛失等の事故が起きた場合に、情報の大量漏えいの危険性が高いため、その取扱いについては万全を期すこと。

市区町村から送付されたFD等の受付処理終了後、調査票データを保有する必要のないFD等は、直ちに初期化（フォーマット）を行うこと。ただし、クイックフォーマット機能（FD等の管理領域のみ初期化する方式）は使用しないこと。

#### 4 小票に関する特記事項

保存期間（当該文書を作成した年の翌年1月1日から3年間）を経過した小票については、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。なお、人口動態調査オンライン報告システムの小票データについては、3年経過後の翌年12月に自動消去されるため、廃棄処分の必要はないこと。

#### 5 調査票の使用に関する特記事項

統計法第15条第2項に基づく使用の場合は、調査票原票、小票が所定の目的のみに使用され、調査対象者等の情報が他に漏えいすることがないように適切に使用し又は使用させること。

#### 6 死産届書等に関する特記事項

保存期間（当該文書を作成した年の翌年1月1日から5年間、写しにあっては3年間。）を経過した死産届書等については、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

死産届書等を地域保健活動の基礎資料として使用する場合は、所定の目的にのみ使用し、個人の情報が他に漏えいすることがないように適切に使用すること。

#### 7 死亡原因一覧表、死産原因一覧表及び乳児死因一覧表に関する特記事項

保存の必要がなくなった場合は、速やかに廃棄処分とすること。廃棄処分については焼却処分とし、その際は紛失等のないよう適切な措置を講ずること。

### 第4 都道府県・指定都市における管理

#### 1 調査票等は、管理責任者の定める保管庫又はキャビネット等に施錠して厳重に保管し管理すること。

作業時における調査票等の取扱いは、管理責任者の指示又は承認を受けた者のみが行い、作業終了後は所定の場所に収納すること。

#### 2 調査票等の受領、審査、厚生労働省への送付等について、当該事務を行った日時、担当者名、調査票等の保管の確認等の状況が一覧できる管理簿を作成し、これに記入することにより調査票等の管理を行うこと。管理責任者は、調査票等の管理の状況について定期的に又は随時、点検を行うこと。